白灯油単価購入契約書（案）

品名及び予定数量	白灯油 ２５，０００リットル
契　約　単　価	１リットル当たり　　円 （消費税及び地方消費税を含まない）
契　約　期　間	平成２９年１１月２４日から平成３０年３月３１日まで
納入場所及び納入方法	福島県立須賀川高等学校（仕様書のとおり）
契 約 保 証 金	免　除

上記物品を購入するについて発注者「　福　島　県　」を甲とし、受注者「　　」を乙として次の条項に定めるところにより単価購入契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、甲の指示により、その都度甲の指定する期日までに、頭書の契約単価をもって頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

（納入の通知）

第２条　乙は、頭書の場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第３条　甲は、前条の通知を受けたときはただちに乙に立会いを求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

２　乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第４条　甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前２条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第５条　物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

２　所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（保証責任）

第６条　乙は、物品を引き渡した後、乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

（有償延期及び遅延利息）

第７条　乙の責めに帰すべき事由により、期限内に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

２　前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

３　甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

４　第２項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.7％の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

５　前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第８条　天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（代金の支払）

第９条　乙は、毎月、当該月分の納入済み数量について、納品書を月末に、支払請求書を翌月１０日までに、甲に提出するものとする。

２　甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に物品の代金を支払うものとする。

３　前項の支払請求書には、頭書に定める契約単価に納品済み数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税分として１００分の８を乗じて得た額を加えるものとする。

（甲の解除権及び違約金）

第10条　甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二　乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三　乙が解除を申し出たとき。

四　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五　乙が第12条の規定に違反したとき。

六　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与

していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2　甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

3　前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第７条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第１項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7％の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第１項第二号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された更正管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事更生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生管財人

（契約の変更等）

第11条　甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第13条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第14条　この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

２　甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

第15条　頭書の契約期間中において、頭書の予定数量に満たなくとも残数量については契約期間の満了日をもって打ち切り、また、予定数量を超えても契約単価により購入できるものとする。

（契約単価の変更）

第16条　頭書の契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が著しく不適当と認められるに至った場合は、甲、乙協議のうえ契約単価を変更することができる。

（代表者の変更）

第17条　乙がその代表者の名義を変更する場合は、登記事項証明書その他これを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

（契約外の事項）

第18条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、

必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第19条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　住　所　　須賀川市緑町８８番地
福島県
氏　名　　福島県立須賀川高等学校長　遠藤　　均

乙　　住　所

氏　名

（別紙）

仕　様　書

1　納入する物品の仕様

品　名	搬入方法	予定数量	単位
白灯油	タンクローリー	２５，０００	リットル

2　納入の条件

(1) 納入場所　　福島県立須賀川高等学校　敷地内

(2) 納入方法　　福島県立須賀川高等学校長が指示する都度、職員の立会の下、給油口（倉庫脇）から地下貯油タンク（容量７，０００リットル）及び地上貯油タンク（容量４３６リットル）に給油する。

(3) そ の 他　　使用するタンクローリー車は、校舎と体育館の間に設置されている屋根付渡り廊下（高さ3,080㎜、幅3,320㎜、奥行き4,000㎜）を通行可能な車両とする。